

仕様書

1 業務名

上高野 28 号線他支障木撤去等業務

2 業務目的

支障木や除草の撤去を行うことにより、良好な道路環境を確保する

3 履行期限

令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで

4 履行場所

① 京都市左京区上高野西氷室町 地内 上高野 2 8 号線

② 京都市左京区岩倉幡枝町 地内 下鴨静原大原線

5 業務範囲

別紙参照（箇所図、写真）

6 業務内容

- (1) 別紙写真を参照し、①除草及び支障木撤去②支障木撤去等をおこなうこと。
- (2) 着手前、施工中、完成後の写真を提出すること。

7 支払条件

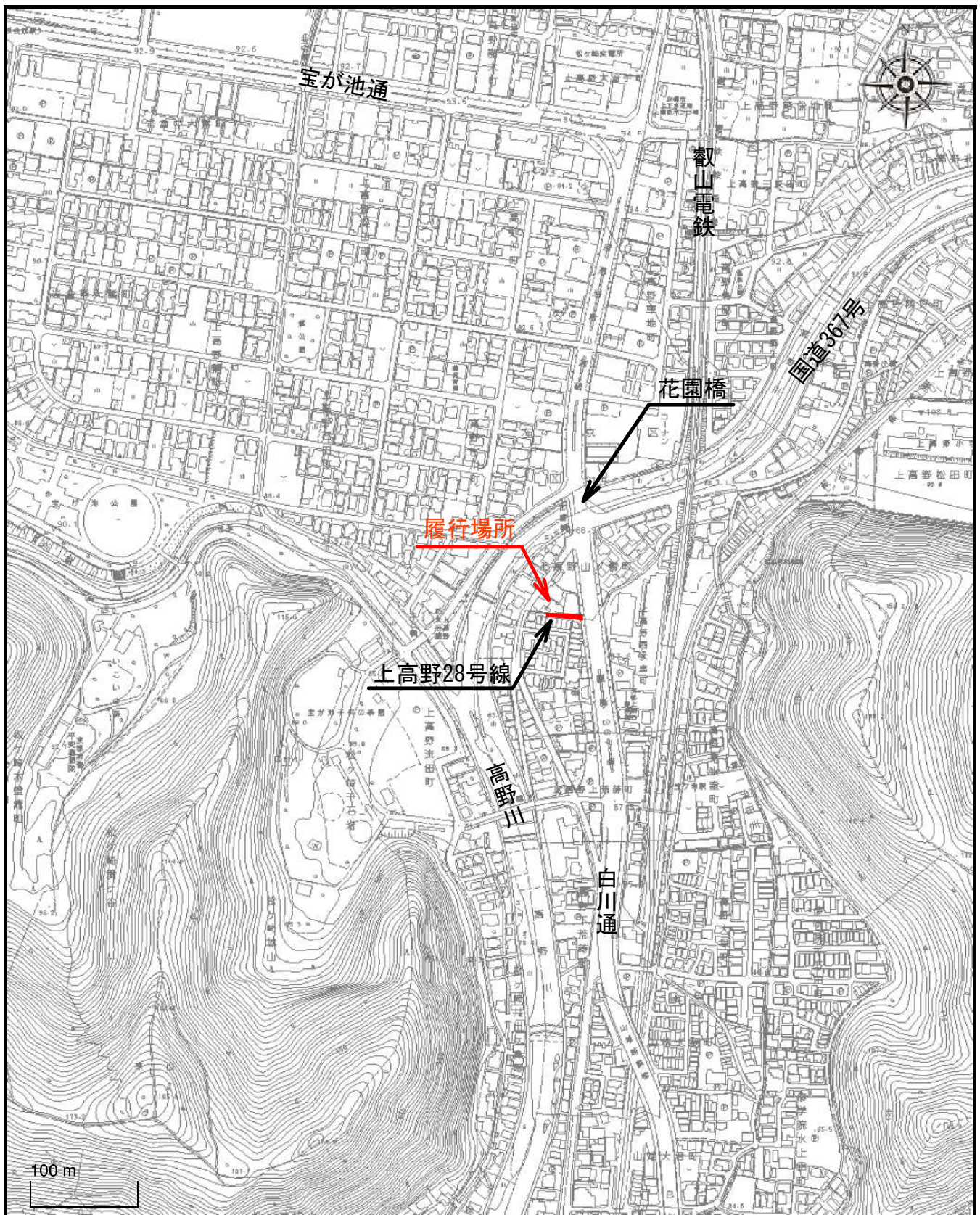
業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- (1) 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- (2) 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は本業務に含む。
- (3) 通行車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ作業すること。道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
- (4) 作業実施者の安全管理は、受注者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前 9 時から午後 5 時の間とする。
- (6) 近隣住民へ事前に工事ビラ等で周知すること。
- (7) 問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受注者の責任において対応すること。

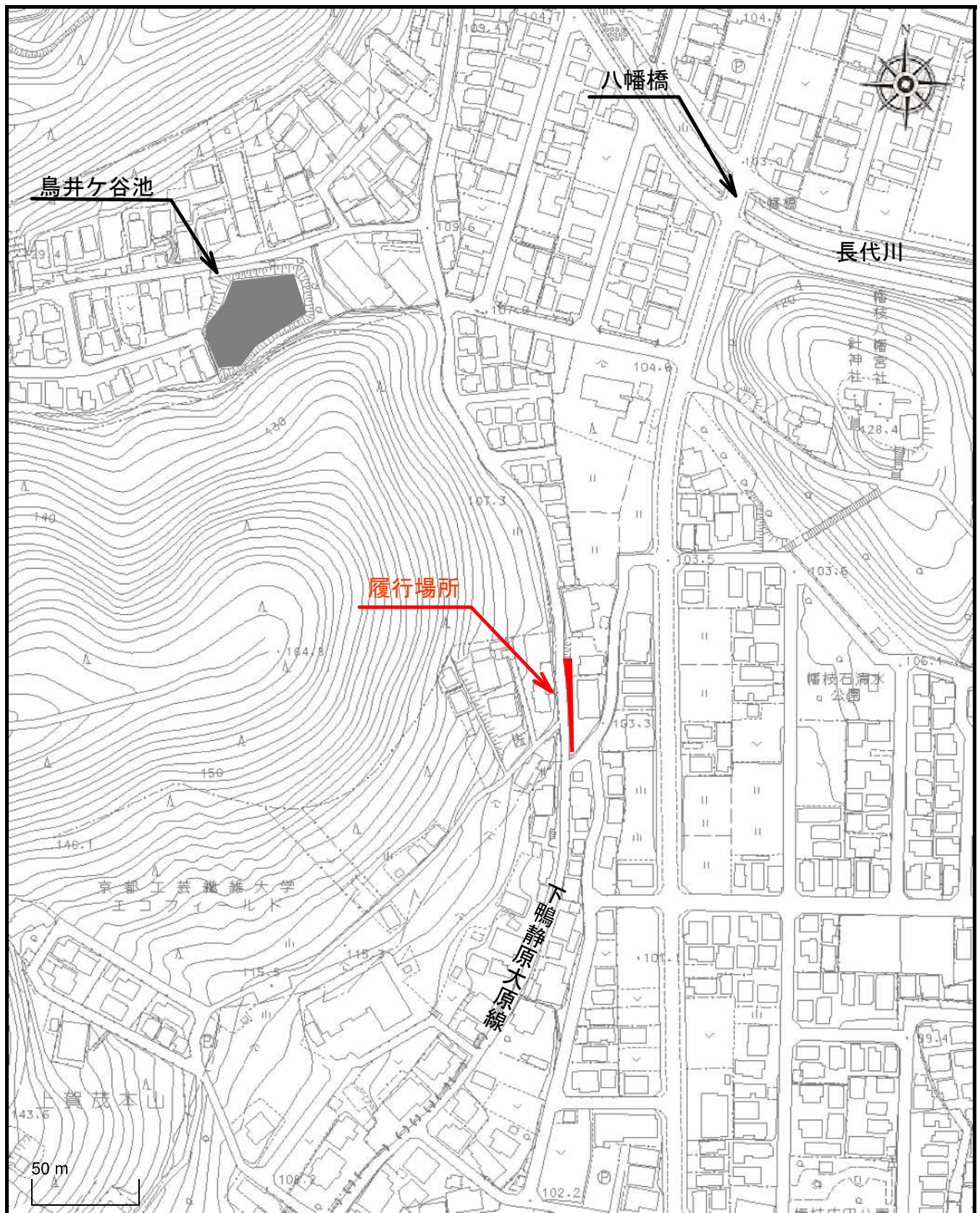
箇所図

①京都市左京区上高野西氷室町 地内



箇所図

②京都市左京区岩倉幡枝町 地内



①京都市左京区上高野西氷室町 地内

フェンス絡まる蔦等の撤去



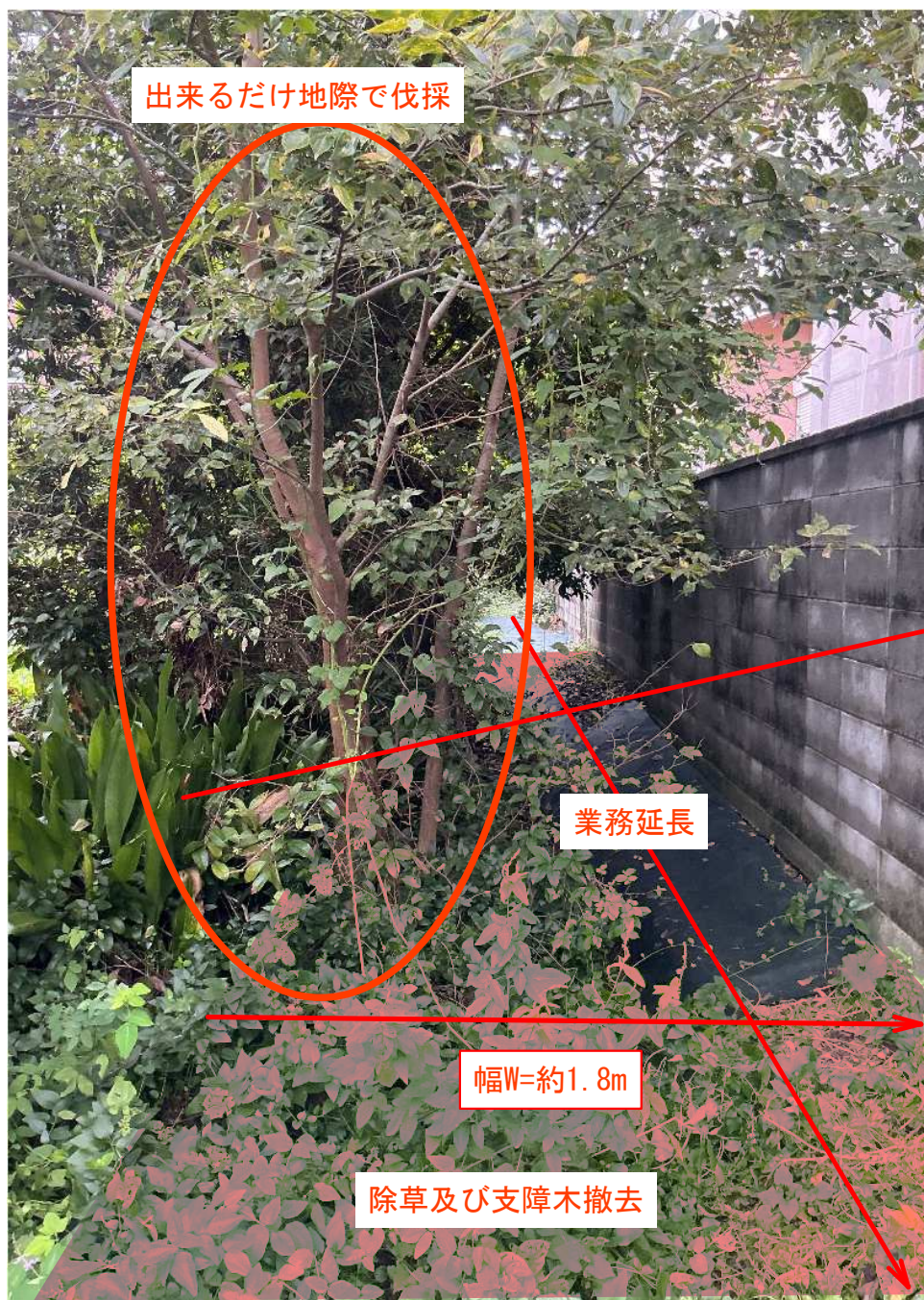




業務延長

業務幅員=ブロック塀より約1.8m
上部の枝木も撤去すること。

業務範囲 (除草)





②京都市左京区岩倉幡枝町 地内

全景



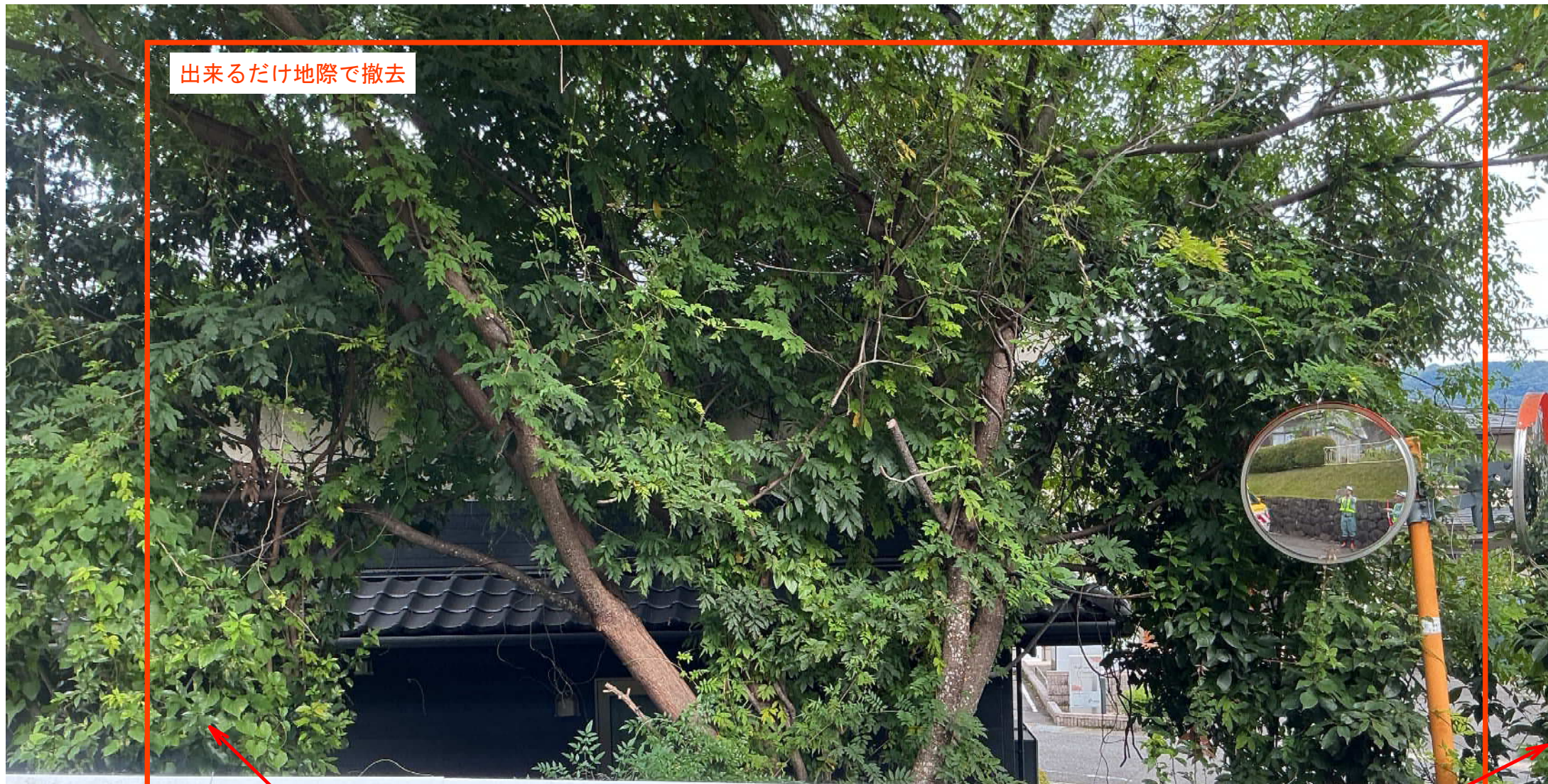
出来るだけ地際で撤去



出来るだけ地際で撤去



出来るだけ地際で撤去



出来るだけ地際で撤去



出来るだけ地際で撤去

